

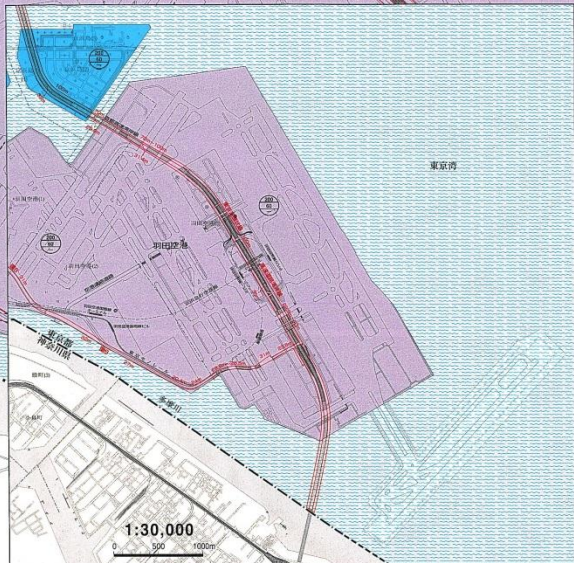
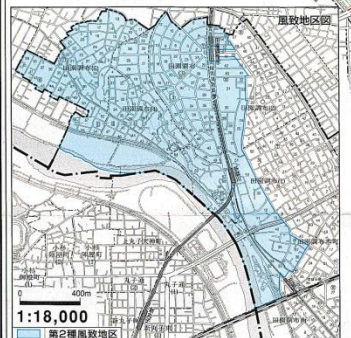
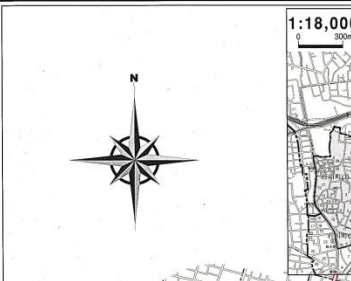
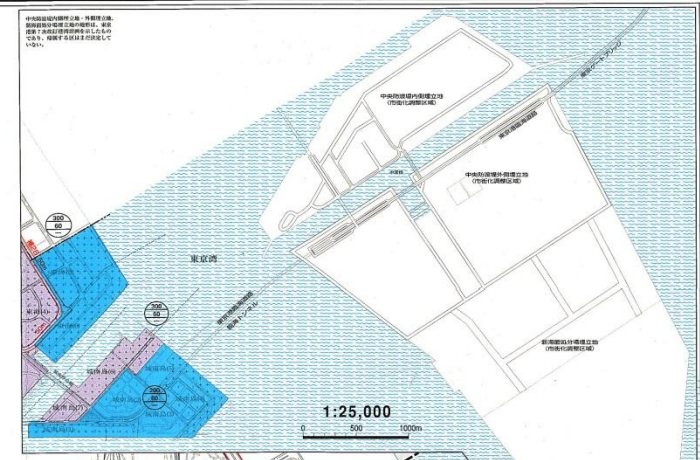
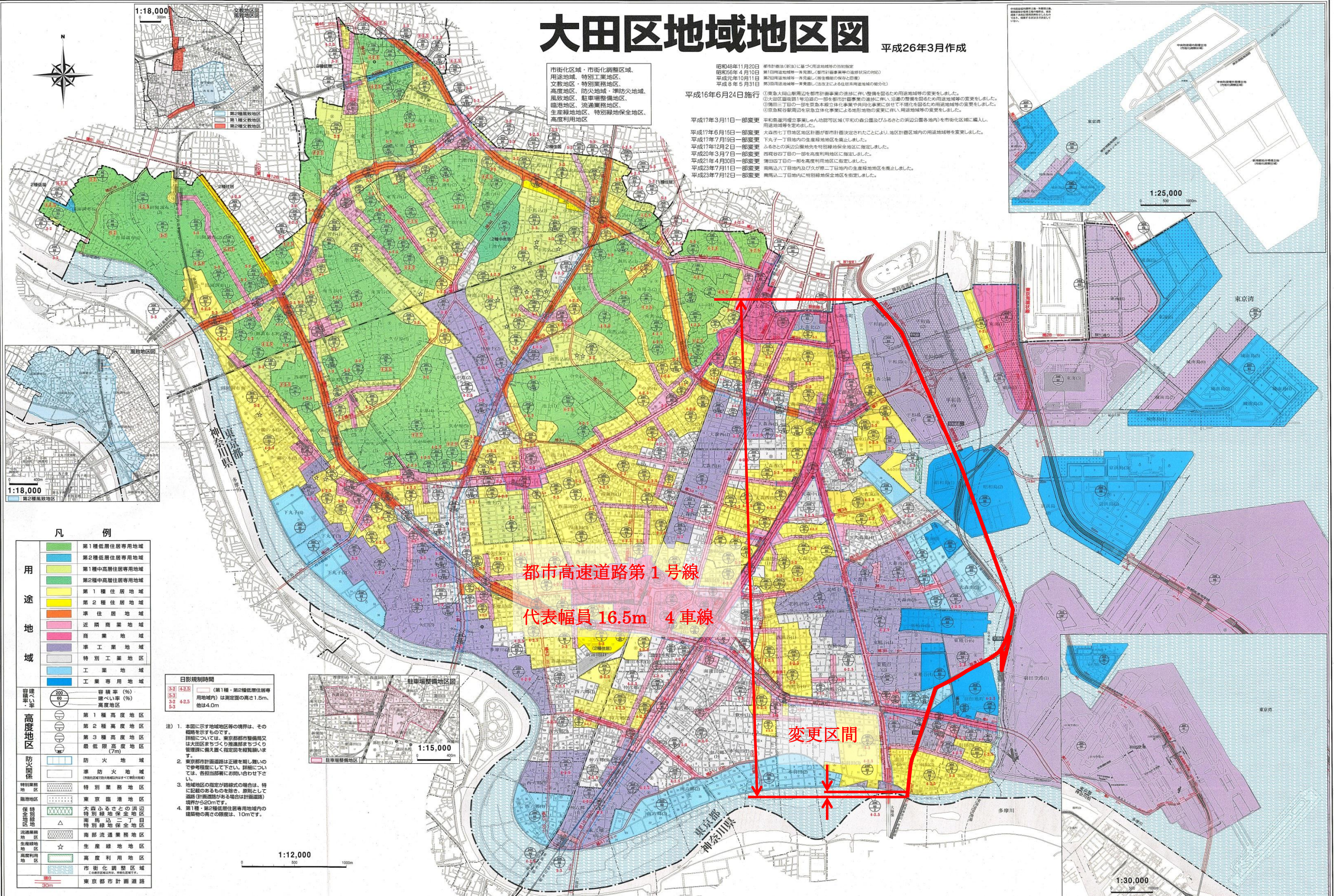
大田区

大田区地域地区図

平成26年3月作成

市街化区域・市街化調整区域、用途地域、特別工業地区、文教地区、特別業務地区、高度地区、防火地域、準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区、流通業務地区、生産緑地地区、特別緑地保全地区、高度利用地区

- 昭和48年11月20日 都市計画法(新法)に基づく用途地域の地裁制度
 昭和56年4月10日 第1種用途地域等一斉見直し(都市計画法等の施行状況の対応)
 平成元年10月11日 第2種用途地域等一斉見直し(居住機能の保存と回復)
 平成8年5月31日 第3種用途地域等一斉見直し(法定正住居用途地域の細分化)
- 平成16年6月24日施行
 ①大田区山崎町を都市計画事業の施行に伴い、整備を図るため用途地域等の変更をしました。
 ②大田区津田町1号地区の一部を都市計画事業の施行に伴い、用途地域等の変更を図るため用途地域等の変更をしました。
 ③清田三丁目の一部を京浜東北線立体化事業や共同化事業に併せて不活化を図るため用途地域等の変更をしました。
 ④京浜東北線高層ビル立地事業による地形地物の変更に伴い、用途地域等の変更をしました。
- 平成17年3月11日一部変更
 平和島内陸立事業に伴い、平和島公園及びその周辺公園各区内を市街化区域に編入し、用途地域等を変更しました。
- 平成17年6月16日一部変更
 大田区七丁目地区地区計画が都市計画決定されたことにより、地区計画区域内の用途地域等を変更しました。
- 平成17年7月19日一部変更
 下丸子一丁目地区の生産緑地地区を廃止しました。
- 平成17年12月2日一部変更
 みなと公園の周辺公園地を特別緑地保全地区に指定しました。
- 平成20年3月7日一部変更
 西横谷町丁目の一部を高度利用地区に指定しました。
- 平成21年4月30日一部変更
 清田三丁目の一部を高度利用地区に指定しました。
- 平成23年7月11日一部変更
 南横谷八丁目地区及び久が原二丁目地区内の生産緑地地区を廃止しました。
- 平成23年7月12日一部変更
 南横谷二丁目地区内に特別緑地保全地区を指定しました。



凡例

第一種低層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	特別工業地区	工業専用地域						
第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	最低限高度地区(7m)	防火地域	準防火地域	特別業務地区	業務地区	東京臨港地区	大田ふるさとの浜辺特別緑地保全地区	南横谷ふるさとの浜辺特別緑地保全地区	南流産業務地区	生産緑地地区	高度利用地区	市街化調整区域	東京都市計画道路	
容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区	第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	最低限高度地区(7m)	防火地域	準防火地域	特別業務地区	業務地区	東京臨港地区	大田ふるさとの浜辺特別緑地保全地区	南横谷ふるさとの浜辺特別緑地保全地区	南流産業務地区	生産緑地地区	高度利用地区	市街化調整区域	東京都市計画道路

日影規制時間

3:30	4:30	(第一種・第二種低層住居専用地域内)は測定高さ1.5m、他は4.0m
3:30	4:30	
3:30	4:30	

注1. 本図に示す地域地区等の境界は、その概略を示すものです。詳細については、東京都都市計画課又は大田区まちづくり推進部まちづくり管理課に備え置く指定図を参照願います。

注2. 東京都都市計画道路は正確を期し、画いので参考程度として下さい。詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。

注3. 地域地区の指定が路線の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路)がある場合は計画道路の境界から20mです。

注4. 第一種・第二種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限は、10mです。

東京都大田区都市計画課作成